

NPO 法人 re' SPEC 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 re' SPEC という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、インドネシア バリ島や近隣諸島のこども達に対して生活支援並びに児童養護施設の運営支援、こども達の学習機会の確保や卒園生達の就労支援事業をおこなうことで、バリ島におけるこども達の健全育成や地域並びに社会の発展に寄与することを目的とする。またインドネシア人を雇用している法人に対して現地視察のコーディネート、また社内研修をおこなうことで、被雇用者と雇用者間の相互理解の増進を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①こども等の健全育成に関する事業
- ②児童養護施設運営支援に関する事業
- ③学習機会確保に関する事業
- ④児童養護施設卒園生の就労支援に関する事業

⑤情報発信に関する事業

⑥日本でインドネシア人材雇用をしている法人へのセミナー・受入前後の社員に対する社内研修事業

⑦その他第3条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、2人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任

期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において

同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが

できない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 藤本 真帆

理事長 山本 宏次朗

理事 福田 公教

監事 磯 晴久

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 5,000円

正会員会費 年額5,000円

(2) 賛助会員入会金 0円

賛助会員会費(個人) 年額 一口3,000円

賛助会員会費(団体) 年額一口10,000円

役 員 名 簿

NPO 法人 re'SPEC

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	やまもと こうじろう 山本 宏次朗		無
理 事	ふじもと まほ 藤本 真帆		無
理 事	ふくだ きみのり 福田 公教		無
監 事	いそ はるひさ 磯 晴久		無

設 立 趣 旨 書

NPO 法人 re'SPEC

設立代表者 藤本 真帆

1 趣 旨

リゾート地としての印象が強いインドネシア バリ島だが、デンパサール-中央統計局のデータによると バリ州の農村部の貧困者数は、2022 年だけでも 2022 年 3 月の 69,620 人から 2022 年 9 月の 71,550 人に 1,930 人増加している。これは 観光地として発展してきたバリ島だが、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が来ず、ローカルの人たちの仕事が激減したことや、そもそものローカルの収入が低いことが原因と考えられる。貧困家庭では少ない世帯収入の中、こども達へ栄養価の高い食事や適切な医療を与えるのは困難である。また農村部では家から学校までの道のりが険しく距離も遠く、教育へのアクセスが十分でない家庭もある。貧困家庭で育ち、十分な教育を受けられないこども達は、家庭内暴力や児童労働、児童買春や人身売買などの危険にさらされることも少なくない。バリ島内では、そういった問題を解決するための児童養護施設が 300 以上あると言われており、近隣の島々からもこども達が来てそこで生活を共にしている。ただ、施設によっては資金繰りに苦労している施設もあり、そういった施設では経営難が施設の設備やこども達の食事といった生活に直に影響している。

re'SPEC のメンバーは 2006 年よりウィディヤ・アシ・バリ財団が運営する施設において、こども達の衛生状況の調査や衛生指導、食糧や歯ブラシ・タオルといった物資の支援、施設の修繕のための寄付活動などをおこなってきた。

このウィディヤ・アシ・バリ財団は、1975 年 12 月 31 日にバリ島のキリスト教プロテスタント教会(GKPB)によって設立された非営利組織である。このウィディヤ・アシ・バリ財団は、国連子どもの権利条約に基づき、バリ島全域で 6 つの児童養護施設とそこに登録されている家庭への支援プログラムを運営している。 家族からこどもを引き離すことをデフォルトとする孤児院とは異なり、支援を必要とする家族と協力して、可能な限り家族の強いつながりを維持しながら、こども達に最適な支援を提供することに重点を置いている。

2023 年にはウィディヤ・アシ・バリ財団の運営する児童養護施設以外の施設もいくつか視察をおこなった。他の施設においては、まだまだ支援者がいない施設が多く、修繕が必要だったり物資や食糧が不足している状況が多々みられた。私たちは、ウィディヤ・アシ・バリ財団の施設の運営方法や生活水準を基準としながら、バリ島内の他の 300 以上ある児童養護施設の環境改善や子ども達の生活水準の引き上げ、また多様な教育へのアクセスなど、物資や資金を通して援助を広めていく必要があると考える。

一方で日本に在住し就労している、もしくは就労する予定であるインドネシア人と日本の雇用主との間で文化や言語の違いなどによるミスマッチなどが起こり、双方に困っている状態が近年多くなっている。私たちはそのような日本で困っているインドネシア人の相談に乗ったりもしている。雇用されるインドネシア人への支援やミスマッチをなくすための受け入れ側への研修などを通し相互理解を進め、お互いが安心して働ける環境を整えることも必要だと感じている。

2006 年から桃山学院大学主催の国際ボランティアプログラムなどを通し、メンバーがそれぞれでウィディヤ・アシ・バリ財団の運営する各施設を拠点としながら支援をしていたが、メンバーがそれぞれでつながり連携しながら支援が始まったのは 3 年ほど前である。各人 10 年以上続く活動の中で個人や団体などのつながりが増えてきているが、個人でできることには限界がある。より継続性のある支援体制を整え、NPO 法人という社会的信用が高い法人として透明性のある活動することにより、より多くの支援者を募り幅広い支援を展開していくことが可能になると考える。上記のことから NPO 法人への法人化を検討し、志を共にする仲間と協議を重ねた結果、申請するに至る。

2 申請に至るまでの経過

2006 年 代表の山本宏次郎が桃山学院大学のプログラムを通して支援開始

2007 年 代表の藤本真帆、その他のメンバーが桃山学院大学のプログラムを通して支援開始

（現地での子ども達への衛生状況の調査、衛生指導、物資支援や施設修繕費などの寄付活動、他の支援者を募る活動、日本語指導、卒園生の支援）

2022 年 山本宏次郎、藤本真帆、その他メンバーで連携した支援を

開 始

- 2023 年 バリ島内の児童養護施設の視察・調査開始
 日本の社会福祉法人へのセミナーや現地視察のコーディネート開始
 法人化の検討開始
- 2024 年 メンバー募集、メンバーと法人化についての協議
- 2025 年 申請に至る

初年度事業計画書

成立の日から2026年3月31日まで

NPO法人 re'SPEC

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、情報発信に関する事業を充実させ、法人の活動内容について積極的な広報活動をおこなうことで会員の拡大をめざす。特定非営利活動に係る事業については、バリ島内における児童養護施設の調査活動を中心に物資支援や施設修繕支援事業をおこなう。また、こども達のライフスキルを上げるための技術取得セミナーとしてオーガニック石鹸づくり体験を開催する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) こども等の健全育成に関する事業

【内 容】施設に登録しているこども達を対象に健康に関する調査の実施。
(栄養状態・虫歯の有無・しらみなど)
調査をもとに衛生指導を通じた衛生状況の改善。

【実施場所】バリ島内の児童養護施設

【実施日時】通年

【事業の対象者】施設に登録している児童、またその兄弟

【収 益】 0 千円 ()

【費 用】 140 千円 (謝礼金 100 千円、旅費交通費 30 千円、消耗品費 10 千円)

(2) 児童養護施設運営支援に関する事業

【内 容】運営に関してのアドバイス、定期的な物資の支援、施設修繕のサポート
支援者を募る活動

【実施場所】バリ島内の児童養護施設

【実施日時】通年

【事業の対象者】施設運営者や施設登録児童

【収 益】 0 千円 ()

【費 用】 100 千円 (寄付金 100 千円)

(3) 学習機会確保に関する事業

【内 容】小学校～大学までの学費の支援、日本語授業の開催、ライフスキルを上げるための
技術取得セミナーの開催

【実施場所】バリ島内の児童養護施設

【実施日時】年間2回

【事業の対象者】施設に登録している児童、またその兄弟

【収 益】 0 千円 ()

【費 用】 100 千円 (謝礼金 100 千円)

(4) 児童養護施設卒園生の就労支援に関する事業

【内 容】卒園生を対象とした就労相談、職業トレーニング (観光業・デザイン業・運送業

など)、企業や他団体とのマッチング

【実施場所】バリ島内

【実施日時】通年

【事業の対象者】施設に登録をしている児童、またその兄弟、児童養護施設卒園生

【収 益】 0 千円 ()

【費 用】 0 千円 (相談業務のみなので支出なし)

(5) 情報発信に関する事業

【内 容】現地の状況を定期的に発信し、支援者への報告や新規支援者を募集する
当団体の情報を発信するための事業 (HP の運営、機関誌発行)

【実施場所】日本国内

【実施日時】通年

【事業の対象者】支援者、一般市民

【収 益】 0 千円 ()

【費 用】 330 千円 (謝礼金 100 千円、委託費 200 千円、印刷製本費 30 千円)

(6) 日本でインドネシア人材雇用をしている法人へのセミナー・受入前後の社員に対する社内研修事業

【内 容】異文化理解のための研修、来日後のフォロー、現地視察のコーディネートなど

【実施場所】日本国内

【実施日時】年 2 回

【事業の対象者】来日インドネシア人、特定技能実習生受け入れ団体

【収 益】 330 千円 (現地視察のコーディネート料 300 千円・研修費 30 千円)

【費 用】 50 千円 (旅費交通費 50 千円)

翌年度事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

NPO法人re'SPEC

I 事業の実施方針

設立2年目にあたり、法人としての引き続き組織基盤強化のため、情報発信に関する事業を充実させ、法人の活動内容について積極的な広報活動をおこなうことで会員の拡大をめざす。特定非営利活動に係る事業については、バリ島内における児童養護施設の調査活動を中心に物資支援や施設修繕支援事業の対象者や施設を拡大していく。また、こども達のライフスキルを上げるための技術取得セミナーの内容を多様化していく。日本の社会福祉法人などに対しても積極的な支援メニューを検討していく。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) こども等の健全育成に関する事業

【内 容】施設に登録しているこども達を対象に健康に関する調査の実施。

(栄養状態・虫歯の有無・しらみなど)

調査をもとに衛生指導を通した衛生状況の改善。

【実施場所】バリ島内の児童養護施設

【実施日時】通年

【事業の対象者】施設に登録している児童、またその兄弟

【収 益】 0 千円 ()

【費 用】 140 千円 (謝礼金 100 千円、旅費交通費 30 千円、消耗品費 10 千円)

(2) 児童養護施設運営支援に関する事業

【内 容】運営に関してのアドバイス、定期的な物資の支援、施設修繕のサポート
支援者を募る活動

【実施場所】バリ島内の児童養護施設

【実施日時】通年

【事業の対象者】施設運営者や施設登録児童

【収 益】 0 千円 ()

【費 用】 300 千円 (寄付金 300 千円)

(3) 学習機会確保に関する事業

【内 容】小学校～大学までの学費の支援、日本語授業の開催、ライフスキルを上げるための
技術取得セミナーの開催

【実施場所】バリ島内の児童養護施設

【実施日時】年2回

【事業の対象者】施設に登録している児童、またその兄弟

【収 益】 0 千円 ()

【費 用】 200 千円 (謝礼金 200 千円)

(4) 児童養護施設卒園生の就労支援に関する事業

【内 容】卒園生を対象とした就労相談、職業トレーニング（観光業・デザイン業・運送業など）、企業や他団体とのマッチング

【実施場所】バリ島内

【実施日時】通年

【事業の対象者】施設に登録をしている児童、またその兄弟、児童養護施設卒園生

【収 益】 0 千円（ ）

【費 用】 100 千円（謝礼金 100 千円 ）

(5) 情報発信に関する事業

【内 容】現地の状況を定期的に発信し、支援者への報告や新規支援者を募集する
当団体の情報を発信するための事業（HP の運営、機関誌発行）

【実施場所】日本国内

【実施日時】通年

【事業の対象者】支援者、一般市民

【収 益】 0 千円（ ）

【費 用】 130 千円（広告宣伝費 100 千円、印刷製本費 30 千円）

(6) 日本でインドネシア人材雇用をしている法人へのセミナー・受入前後の社員に対する社内研修事業

【内 容】異文化理解のための研修、来日後のフォロー、現地視察のコーディネート など

【実施場所】日本国内

【実施日時】年 2 回

【事業の対象者】来日インドネシア人、特定技能実習生受け入れ団体

【収 益】 460 千円（現地視察のコーディネート料 400 千円・研修費 60 千円）

【費 用】 120 千円（旅費交通費 120 千円）

初年度活動予算書

NPO法人re' SPEC

成立の日から2026年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	45,000	195,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	250,000		
施設等受入評価益		250,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
⑥法人セミナー・社内研修事業	330,000		
		330,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益	0	0	
経常収益計			775,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	80,000		
通信運搬費			
謝礼金	300,000		
寄付金	100,000		
消耗品費	10,000		
委託費	200,000		
印刷製本費	30,000		
支払利息			
その他経費計	720,000		
事業費計		720,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
広告宣伝費			
印刷製本費			
旅費交通費			
消耗品費	20,000		
支払利息			
諸税	10,000		
諸費	5,000		
その他経費計	35,000		
管理費計		35,000	
経常費用計			755,000
当期経常増減額			20,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			20,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			20,000

翌年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

NPO法人re'SPEC

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	75,000		
賛助会員受取会費	90,000	165,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		
施設等受入評価益		500,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
⑥法人セミナー・社内研修事業	460,000		
		460,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益	0	0	
経常収益計			1,125,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	150,000		
通信運搬費			
謝礼金	400,000		
寄付金	300,000		
消耗品費	10,000		
広告宣伝費	100,000		
印刷製本費	30,000		
支払利息			
その他経費計	990,000		
事業費計		990,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
広告宣伝費			
印刷製本費			
旅費交通費			
消耗品費	20,000		
支払利息			
諸税	10,000		
諸費	5,000		
その他経費計	35,000		
管理費計		35,000	
経常費用計			1,025,000
当期経常増減額			100,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			100,000
前期繰越正味財産額			20,000
次期繰越正味財産額			120,000